

令和3年 No.8

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

次世代教育研究推進機構におけるプロジェクト実施期間の更新に伴い、雇用される教員の任期を変更すること及び任期付教員の配置のない教育研究組織の削除のため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年2月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年2月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第5号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：次世代教育研究推進機構におけるプロジェクト実施期間の更新に伴い、雇用される教員の任期を変更すること及び任期付教員の配置のない教育研究組織の削除のため、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。					(任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。				
〔省略〕					〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
〔省略〕					〔省略〕				
次世代教育研究推進機構	教授，准教授，講師，助教	<u>1年</u>	<u>3回</u> に限り再任可	法第4条第1項第3号	次世代教育研究推進機構	教授，准教授，講師，助教	<u>3年</u>	<u>1回</u> に限り再任可	法第4条第1項第3号
					<u>パッケージ型支援プロジェクト</u>	<u>教授，准教授，講師，助教</u>	<u>1年（ただし，再任後の任期は3年とする。）</u>	<u>1回</u> に限り再任可	<u>法第4条第1項第3号</u>
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
〔省略〕					〔省略〕				

〔省略〕

附 則（平30程6）（抄）

- 2 この規程の施行後次世代教育研究推進機構において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和6年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和6年3月31日までとし、再任した場合も同様とする。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和3年2月25日から施行する。

〔省略〕

附 則（平30程6）（抄）

- 2 この規程の施行後次世代教育研究推進機構において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が平成33年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成33年3月31日までとする。

〔省略〕